

＼ 急な人手不足や繁忙期に！ ／
新たにスポットワーカーを活用してみませんか？

県内事業者がスポットワーカー（スキマバイト）を 雇用すると**最大10万円手数料**を 支援します！

令和7年度スポットワーカー活用支援事業補助金

補助対象経費

スポットワーカー活用にかかる
手数料（サービス利用料）



対象事業者

①もしくは②

- ①スポットワーカーの雇用をしたことがない事業者（所）
- ②（雇用実績がある場合）県が開催（後援）したセミナーを受講もしくは視聴した事業者（所）

補助率

1/3

補助限度額

最大10万円／社（所）
（下限1万円）

補助対象期間

申込書記載の事業実施予定時期の始期日※
～令和8年3月16日

※事業実施予定時期の始期日は、申込日以降の日付となります。

補助金交付までの流れ

- ① 申込書提出
- ② **スポットワーカー雇用**（2月末まで）
- ③ 交付申請兼実績報告書を提出
（R8年3月16日ㄨ）
- ④ 補助金交付

活用例

- スポットワーカーを3人（時給1,000円、5時間勤務）、
10日間雇用した場合、
手数料が**4.5万円**（賃金の30%の場合）発生します。
- 本制度を活用すると、手数料の1/3に相当する
1.5万円の補助があります。

申請・お問い合わせ先

福井県産業労働部労働政策課
産業人材室
Tel : 0776-20-0390
E-mail : rousei@pref.fukui.lg.jp

※補助要件等の詳細は、福井県ホームページで
必ずご確認ください。

スポットワーカー活用支援事業補助金

検索

